

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和6年10月31日
こども家庭庁
長官官房少子化対策室

「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令案」に関し、令和6年9月14日から10月13日まで意見を募集したところ、計1件の御意見を頂きました。

募集期間中に寄せられた御意見と御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

皆様の御協力に御礼申し上げますとともに、今後とも次世代育成支援対策の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

寄せられた御意見	御意見に対する考え方
<p>不規則勤務の地方公務員が子育てに参加できるように、特定事業主行動計画に6時～9時、17時～21時に勤務しなくても済むような制度を、勤務時間を定めた条例や就業規則に加える方針を明記すべきではないか。</p>	<p>次世代育成支援対策推進法第19条第3項に基づき、特定事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況を把握し、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならないこと、目標については、職員の育児休業等の状況及び勤務時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めることとなっております。</p> <p>そのうえで、特定事業主行動計画の策定に関する指針（行動計画策定指針（以下「指針」という。）において、特定事業主行動計画に関して次のような項目を記述し、特定事業主に対して、子育てを行う職員への制度周知や配慮を促す予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き続けながら子育てを行う職員が子育てのための時間を確保できるようにするため、こどもを育てる職員のうち希望する者が利用できる制度の周知に努めること （指針八1(3)ク「男女がともに仕事と子育てを両立できる環境の整備」(ウ)②) ・こどもの規則的な生活習慣などのために職員の勤務時間帯に配慮が必要な場合に、その事情に配慮した措置を実施すること （指針八1(5)「子育てのために必要な時間帯や勤務地に関する配慮」)